

# 吸収合併に係る事後開示書面

2024年4月1日

株式会社横河ブリッジホールディングス

2024年4月1日

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表取締役 高田 和彦

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2023年12月25日付で株式会社横河ニューライフとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社横河ニューライフを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併の効力が生じた日

2024年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

##### (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法789条第2項の規定に基づき、2024年2月22日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

##### (1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 22 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙 1 (吸収合併に係る事前開示書面) と別紙 2 (吸収合併に係る事前開示事項 (変更)) のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 8 日 (予定)

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 別紙 1

吸収合併に係る事前開示書面

# 吸収合併に係る事前開示書面

2024年2月22日

株式会社横河ブリッジホールディングス

株式会社横河ニューライフ

2024年2月22日

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表取締役 高田 和彦

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ニューライフ  
代表取締役 高木 清次

## 吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社横河ブリッジホールディングス(以下、「吸収合併存続会社」といいます。)と株式会社横河ニューライフ(以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)は、2023年12月25日付で合併契約書を締結し、2024年4月1日を効力発生日とする、吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことといたしました。よって、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、ならびに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては同第784条第1項に定める略式合併となります。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙I「吸収合併契約書」のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

#### 4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

##### (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

###### ① 自己株式取得の件

吸収合併存続会社は、2023年7月31日開催の取締役会において、自己株式取得を以下のとおり決定いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 吸収合併存続会社の普通株式
- ・取得し得る株式の総数 : 600,000株（上限）  
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.5%)
- ・株式の取得価格の総額 : 10億円（上限）
- ・取得期間 : 2023年8月1日～2023年10月31日
- ・取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

###### (自己株式取得結果)

2023年10月23日までに取得した自己株式の累計

- ・取得した株式の総数 366,400株
- ・株式の取得価額の総額 999,923,378円

###### ② 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2023年10月30日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、本制度に基づき、横河ブリッジホールディングス従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当先として、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことを以下のとおり決定いたしました。

(1) 処分期日 : 2024年3月1日

(2) 処分する株式の種類及び数：吸収合併存続会社普通株式 209,800 株(注)

(3) 処分価額：1 株につき 2,493 円

(4) 処分総額：523,031,400 円(注)

(5) 処分方法(割当予定先)

：第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます(当該割り当てた数が処分株式の数となります。)

(横河ブリッジホールディングス従業員持株会 209,800 株)

なお、各対象従業員(以下に定義します。)からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。

(6) その他

：本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である吸収合併存続会社及びその子会社の従業員 2,098 名に対して、それぞれ吸収合併存続会社普通株式 100 株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する吸収合併存続会社及びその子会社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数(最大 2,098 名)に応じて確定します。具体的には、上記(5)に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に 1 株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、吸収合併存続会社及びその子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権 249,300 円を支給し、吸収合併存続会社は、本持株会を通じて各対象従業員に対し一律に 100 株を割り当てます。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等  
別紙Ⅱのとおりです。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容  
該当事項はありません。

## 6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回る



ことが見込まれており、また、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従って本合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断いたしました。

7. 吸収合併契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収合併契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

# 別紙 I

## 吸収合併契約書

## 吸収合併契約書

株式会社横河ブリッジホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社横河ニューライフ（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 甲および乙は、甲が存続し、乙は解散するという方法により合併（以下「本件合併」という。）するものとする。
2. 本契約当事者の商号および住所は次のとおりである。
  - (ア) 甲：吸収合併存続会社
    - ① 商号：株式会社横河ブリッジホールディングス
    - ② 住所：東京都港区芝浦四丁目4番44号
  - (イ) 乙：吸収合併消滅会社
    - ① 商号：株式会社横河ニューライフ
    - ② 住所：東京都港区芝浦四丁目4番44号

### 第2条（効力発生日）

効力発生日は、2024年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲および乙で協議のうえ、それぞれの期日を変更することができる。

### 第3条（合併対価の交付および割当て）

甲は、乙の全株式を保有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

### 第4条（増加すべき資本金および準備金の額等）

甲は、本件合併では、資本金および準備金の額を変更しない。

### 第5条（合併承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併の承認に必要な事項に関する機関決定を求めるものとする。

### 第6条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、吸収合併消滅会社である乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を遂行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務の重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議のうえ、これを実行する。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲および乙でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

本契約は、甲および乙の適法な機関決定による承認が得られないときは効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲および乙で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、甲および乙それぞれ1通を保有するものとする。

2023年12月25日

甲

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表取締役 高田 和彦



乙

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ニューライフ  
代表取締役 高木 清次



## 別紙Ⅱ

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	582,304,163	流動負債	75,370,189
現金預金	480,053,697	買掛金	49,208,824
売掛金	73,167,384	未払金	9,200,926
前払費用	28,055,137	未払法人税等	8,840,092
未収入金	726,550	未払費用	5,198,814
仮払金	301,395	前受金	1,893,473
		預り金	607,750
		賞与引当金	420,310
		固定負債	738,000
		退職給付引当金	738,000
		負債合計	76,108,189
固定資産	40,386,513	純資産の部	
有形固定資産	2,295,518	株主資本	546,582,487
建物	1,538,982	資本金	30,000,000
備品	756,536	利益剰余金	516,582,487
無形固定資産	3,597,376	利益準備金	7,500,000
電話加入権	74,984	その他利益剰余金	509,082,487
ソフトウェア	3,522,392	繰越利益剰余金	509,082,487
投資その他の資産	34,493,619	純資産合計	546,582,487
関係会社株式	11,000,000		
差入保証金	21,797,000		
繰延税金資産	1,696,619		
資産合計	622,690,676	負債・純資産合計	622,690,676

## 損益計算書

〔 自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月31日 〕

(単位:円)

売 上 高 不動産管理収入 業務受託収入 リフォーム業務収入	432,741,922 256,022,601 84,535,429	773,299,952
売 上 原 価 不動産管理費用 業務受託費用 リフォーム業務費用	361,959,753 221,749,399 42,746,947	626,456,099
売 上 総 利 益 不動産管理総利益 受託業務総利益 リフォーム業務総利益	70,782,169 34,273,202 41,788,482	146,843,853
販売費及び一般管理費 営 業 利 益		96,575,329 50,268,524
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 そ の 他	683,184 1,100,000 10,517	1,793,701
経 常 利 益		52,062,225
税 引 前 当 期 純 利 益		52,062,225
法人税、住民税及び事業税		16,000,000
法 人 税 等 調 整 額		1,696,922
当 期 純 利 益		34,365,303

## 株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
2022年4月1日残高	30,000,000	0	0	7,500,000	0
当期変動額					
剰余金の配当			0		
当期純利益	0	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0
2023年3月31日残高	30,000,000	0	0	7,500,000	0

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2022年4月1日残高	474,717,184	482,217,184	512,217,184	512,217,184
当期変動額				
剰余金の配当	0	0	0	0
当期純利益	34,365,303	34,365,303	34,365,303	34,365,303
当期変動額合計	34,365,303	34,365,303	34,365,303	34,365,303
2023年3月31日残高	509,082,487	516,582,487	546,582,487	546,582,487



## 別紙 2

吸収合併に係る事前開示事項（変更）

## 吸収合併に係る事前開示事項（変更）

株式会社横河ブリッジホールディングス（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）と株式会社横河ニューライフ（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2023年12月25日付で合併契約書を締結し、2024年4月1日を効力発生日とする、吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。2024年2月22日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、ならびに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示を行いました。当該事前開示の内容に変更が生じたため、下記の項目につき変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は、2024年2月22日付「吸収合併に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

### 記

#### 5. 計算書類等に関する事項

##### (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

##### ② 従業員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2023年10月30日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、本制度に基づき、横河ブリッジホールディングス従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を割当先として、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことを決定いたしました。

本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が完了し、確定した処分する株式の数と処分総額は以下のとおりとなります。

(1) 処分期日 : 2024年3月1日

(2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 164,200株

(3) 処分価額 : 1株につき 2,493円

(4) 処分総額 : 409,350,600円

(5) 処分方法(割当予定先)

: 第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数を本持株会に対して割り当てます。  
(横河ブリッジホールディングス従業員持株会 164,200株)

なお、各対象従業員(以下に定義します。)からの付与株式数の一部申込みは受け付けないものとします。

(6) その他

:本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注) 処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する吸収合併存続会社及びその子会社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数に応じて確定しております。なお、吸収合併存続会社及びその子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権 249,300 円を支給し、吸収合併存続会社は、本持株会を通じて各対象従業員に対し一律に 100 株を割り当てます。

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表取締役 高田 和彦

東京都港区芝浦四丁目4番44号  
株式会社横河ニューライフ  
代表取締役 高木 清次